



和歌山市公報

令和7年（2025年）10月1日

第1808号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目 次

【規則】

番号		ページ	
74	和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事課）	2

【告示】

310	公示送達（令和6年度及び令和7年度市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、 令和7年度固定資産税・都市計画税督促状並びに令和6年度軽自動車税（種別割 ）督促状）	（納稅課）	25
311	公示送達（令和6年度国民健康保険料更正通知書並びに令和7年度国民健 康保険料納入通知書及び国民健康保険料更正通知書）	（国保年金課）	26
312	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課）	27
313	公示送達（令和7年度国民健康保険料の還付通知書）	（国保年金課）	28
314	公示送達（令和7年度随時2期、随時3期、第1期及び第2期国民健康保険料督 促状）	（国保年金課）	29

【公 告】

○	令和7年度新型コロナウイルスの予防接種の実施の一部改正	（保健対策課）	30
○	市有財産（土地）売却の一般競争入札	（用地課）	31

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第74号

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和40年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第17号様式から第24号様式までを次のように改める。

第17号様式（第24条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

第 号
年 月 日
様

（退職手当管理機関）

印

第16条第1項

和歌山市職員の退職手当に関する条例 第18条第1項第1号 の規定により、一般の退職
第18条第1項第2号

手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年　　月　　日	(勤続期間)
(退職年月日)	年　　月　　日	
(退職時の所属)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (　　職給料表　　級　　号給)	
(支給制限処分の理由)		
(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)		

注意事項

- 1 勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

第18号様式（第24条関係）

（表面）

退職手当支給制限処分書

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例 第18条第1項第3号 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、次の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)	
(退職年月日) 年 月 日		
(退職時の所属)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)		
(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)		

注意事項

- 1 勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

第19号様式（第25条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

第 号

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般的な退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般的な退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

注意事項

勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。

第20号様式（第25条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

第 号
年 月 日
様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例第17条第2項第1号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知った日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知った日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

注意事項

勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。

第21号様式（第25条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

第 号

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例第17条第2項第2号の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)	年	月	日
(勤続期間)			
(退職年月日)	年	月	日
			年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

注意事項

勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。

第22号様式（第25条関係）

（表面）

退職手当支払差止処分書

第 号
年 月 日
様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（退職手当管理機関）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職給料表 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般的の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者が和歌山市職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般的の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

注意事項

勤続期間とは、和歌山市職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。

第23号様式（第26条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例 第19条第1項第1号
第19条第1項第2号 の規定により、既に支払
われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（和歌山市職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

注意事項

不要の文字は、抹消すること。

第24号様式（第26条関係）

（表面）

退職手当返納命令書

第 号
年 月 日

様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例 第19条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち次の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（和歌山市職員の退職手当に関する条例 第19条第1項
第20条第1項 の規定により控除される失

業者退職手当額）

円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

注意事項

不要の文字は、抹消すること。

第25号様式（表面）中「通知が到達した日の翌日から起算して」を「通知が到達した日から」に改める。

第26号様式及び第27号様式を次のように改める。

第26号様式（第28条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

第 号
年 月 日
様

（退職手当管理機関）

印

第21条第1項
和歌山市職員の退職手当に関する条例 第21条第2項 の規定により、退職手当の受
第21条第3項

給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）	円
（和歌山市職員の退職手当に関する条例 第21条第1項 第21条第2項 の規定により控除される失 第21条第3項）	
業者退職手当額	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第21条第6項に規定する事情に
関し勘案した内容についての説明)

注意事項

不要の文字は、抹消すること。

第27号様式（第28条関係）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

第 号
年 月 日
様

（退職手当管理機関）

印

和歌山市職員の退職手当に関する条例 第21条第4項 の規定により、退職手当の受
第21条第5項

給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち次の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に和歌山市長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6月以内に和歌山市を被告として（被告を代表する者は ）提起することができる（なお、この命令があつたことを知った日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(和歌山市職員の退職手当に関する条例 業者退職手当額)	第21条第4項 第21条第5項	の規定により控除される失

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(和歌山市職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第21条第6項に規定する事情
に関し勘案した内容についての説明)

注意事項

不要の文字は、抹消すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に通知したこの規則による改正前の和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則第17号様式から第27号様式までによる書面は、この規則による改正後の和歌山市職員の退職手当に関する条例施行規則第17号様式から第27号様式までによる書面とみなす。

（令和7年9月30日掲示済）

和歌山市告示第310号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和7年9月30日掲示済）

和歌山市告示第311号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 别	備 考
令和6年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和7年10月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和7年10月24日に変更する
令和7年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和7年10月24日に変更する

(別紙省略)

(令和7年9月30日掲示済)

和歌山市告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年9月30日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
34-2	一里山大垣内線	和歌山市新庄483番13地先	旧	55.32	3.1
		～ 和歌山市新庄483番16地先	新	55.32	4.3

（令和7年9月30日掲示済）

和歌山市告示第313号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 送達書類の名称 令和7年度国民健康保険料の還付通知書

2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年

（別紙省略）

（令和7年10月1日掲示済）

和歌山市告示第314号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年10月1日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和7年度	随時2期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和7年10月14日に変更する。
	随時3期		
	第1期		
	第2期		

(別紙省略)

(令和7年10月1日掲示済)

予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第24条の規定に基づいた令和7年度新型コロナウイルスの予防接種の実施について（令和7年4月1日公告）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

和歌山市保健所

所長 笠松美惠

4の料金中「3,000円」を「5,000円」に改める。

(令和7年10月1日掲示済)

市有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年10月1日

和歌山市長 尾花正啓

1 入札により売却する物件

物件番号	所在、地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	和歌山市平井字川尻9番4 和歌山市平井字川尻9番10	宅地 宅地	153.27 m ² 3.70 m ²	1,650,000円
備考：上記土地2筆を一括し、現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。				
2	和歌山市平井字白地免847番1	宅地	61.83 m ²	501,000円
備考：現状有姿のままでの売却。 個人の給水管が布設されているおそれがあります。				

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、「平井地区内における旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条に規定する地域改善対策特定事業の協力者」等の個人とします（親族2人以上の連名による入札参加も可能とします。）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 法人
- (2) 市税等を滞納している者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する和歌山市職員
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

3 契約条項を示す期間及び場所

期間 令和7年10月1日（水）から同月15日（水）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所東庁舎4階 用地課

4 参加申込みの受付

期間 令和7年10月15日（水）から同月16日（木）まで

午前9時00分から午前11時00分まで

場所 和歌山市平井72-1 平井文化会館《平井ふれあいセンター》

5 入札執行の日時及び場所

1に示した物件について、次のとおり入札及び開札を行う。

物件番号	日 時	場 所
1	令和7年11月26日（水）午前11時00分	平井文化会館 《平井ふれあいセンター》 (和歌山市平井72-1)
2	令和7年11月26日（水）午前11時15分	

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納付すること。

落札者は、契約締結時までに落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
ただし、契約締結時までに落札金額を全額納付する場合契約保証金は不要とする。

7 入札に参加する者に必要な資格のない者のした契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

8 入札に関する条件に違反した契約の申込みの効力に関する事項

無効とする。

9 契約の締結についての議会の議決の要否

否

10 契約書の作成の要否

要

11 郵便による入札書の提出の可否

否

12 その他

詳細は市有地売払い案内による。

(令和7年10月1日掲示済)